

## 令和4年度 すぎなみ地域コムへのバナー広告掲載募集要項

「すぎなみ地域コム」への広告掲載を以下のとおり募集します。

### 1 広告媒体となる「すぎなみ地域コム」の概要

「すぎなみ地域コム」は、杉並区（以下「区」という。）が設置する地域活動のポータルサイトで、NPO 法人、町会・自治会、地域活動サークル、学校支援団体、イベント実行委員会など区内で活動する団体が登録し、団体の活動やイベントの周知などを行っています。ポータルサイトへのアクセス数は、月間平均約 12,235 件（令和3年実績）があります。

### 2 募集する広告規格等と募集枠数

#### (1) 規格等

| 種別   | サイズ<br>(縦×横)          | 掲載位置   | 形式<br>カラーモード                             | 1 枠<br>月額掲載料 |
|------|-----------------------|--|--|--------------|
| 1号広告 | 192 ピクセル×<br>480 ピクセル | 以下、3 ページの下部<br>・トップページ<br>・団体検索ページ<br>・イベント・講座検索ページ<br>広告 1 枠で、上記 3 か所に掲載されます。 | ・ファイル形式<br>JPG または PNG<br>・カラーモード<br>RGB | 20,000 円     |

#### (2) 募集枠数 2 枠（1 事業者につき 1 枠）

#### (3) 広告バナーデザインの注意点

すぎなみ地域コムに掲載する広告バナーの表現方法については、ページデザイン及びアクセシビリティを保持するため、以下の項目にご留意ください。

- ① 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、使用できません。
  - ・「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - ・アラートマーク
  - ・ラジオボタン
  - ・テキストボックス（入力できるように見えるもの）

- ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- ② 次の表現については、ユーザーがすぎなみ地域コムコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、使用できません。
  - ・すぎなみ地域コムと類似の色調及び字体を使用するもの
  - ・事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの
- ③ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしてください。

### 3 申込方法

掲載開始月の前月5日（当該日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに、「広告掲載申込書（第1号様式）」に下記資料を添えて、「8 担当」へ郵送、持参、ファクスまたはメールで提出してください。

#### 【添付資料】

- ・法人または団体の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・事業の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・掲載予定の広告見本（他のウェブサイトに掲載した広告見本等）

※広告原稿案の作成、申込みにかかる費用は申込者の負担となります。

※申込書は「すぎなみ地域コム」からダウンロードすることができます。また、「8 担当」の窓口でも配布しています。

### 4 掲載期間

令和4年4月から令和5年3月まで

### 5 掲載単位

原則、1か月を単位とします。最大12か月まで申し込み・掲載可能です。掲載期間終了後、再申し込みすることも可能です。

### 6 掲載までのながれ

#### (1) 審査等

- 区の実施要綱及び広告掲載基準に基づき、申込みのあった広告内容を審査します。
- 審査に必要な書類の提示を求めることがあります。
- 希望掲載枠に複数の申込みがあった場合は、広告内容を審査し、掲載が可能なものについて次の優先順位を考慮します。同一の順位が複数の場合は、抽選により掲載を決定します。
  - ① すぎなみ地域コムの登録団体
  - ② 区内に事業所等を有する団体及び区内での活動を主とする団体

(2) 掲載可否の決定通知

掲載開始月の前月 20 日までに「広告掲載（可・否）決定通知書（第 2 号様式）」を送付します。

(3) 広告バナーデータの提出

掲載開始日の 5 営業日前までに 2 (1) のデータを作成し、「8 担当」へ郵送、持参またはメールで提出してください。提出を受けた広告バナーデータが、募集する規格を満たしていない、あるいは文字やイラストが不鮮明等の理由で掲載に適さない場合は、決定した掲載期間に掲載できないことがあります。

(4) 広告掲載料の納付

- 広告掲載が決定した法人または団体（以下「広告主」という。）には、決定通知に納入通知書を同封しますので、納入期限までに納付してください。
- 決定した広告掲載料額を一括納付していただきます。
- 既納の広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責によらない事由により広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を還付します。

## 7 注意事項

- 次の場合は広告の掲載を中止することがあります。
  - (1) 当該広告媒体の編集、その他管理において支障があるとき。
  - (2) 広告主が、原稿等を指定期日までに提出しなかったとき。
  - (3) 広告主が、広告掲載料を指定期限までに納入しなかったとき。
  - (4) 広告掲載後に別に定める広告掲載基準に反することが明らかになったとき。
  - (5) その他区長が必要と認めたとき。
- 広告内容及びバナーによりリンクされたホームページの内容の問い合わせや、その内容に起因する苦情等について、区は一切対応しないととも、責任も負いません。苦情等については広告主が責任を持って誠実な対応をお願いします。
- すぎなみ地域コムの様子は、予告なしに変更する場合があります。

## 8 担当

杉並区区民生活部地域課協働推進係

住 所 〒166-0015 杉並区成田東 4 丁目 36 番 13 号 杉並区役所分庁舎 2 階

電 話 3 3 1 2 - 2 3 8 1

F A X 3 3 1 2 - 2 3 8 7

メールアドレス chiikinpo-t@city.suginami.lg.jp